

井原市発注工事に係る最低制限価格並びに低入札価格調査基準額の設定 について

令和4年9月21日
井原市総務部財政課

令和4年4月1日以降に井原市が発注する工事に係る最低制限価格並びに低入札価格調査基準額（以下「最低制限価格等」という。）の設定は、次により行っていますので再度お知らせします。

なお、最低制限価格制度は設計金額（税込み）100万円以上6,000万円未満の工事に、低入札価格調査制度は設計金額（税込み）6,000万円以上の工事に適用しています。

1. 最低制限価格等は、予定価格算出の基礎となった次の①から④に掲げる額の合計額（1,000円未満切捨て）となります。

ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額（1円未満切捨て）を、また予定価格に10分の7.5を乗じて得た金額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額（1円未満切捨て）を最低制限価格等としています。

- ①直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額（1円未満切捨て）
- ②共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額（1円未満切捨て）
- ③現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額（1円未満切捨て）
- ④一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額（1円未満切捨て）

2. 令和3年度まで適用していた特別なもの〔法面処理・電気・電気通信・機械器具設置・塗装（ライン）・鋼構造物工事は予定価格の10分の7.5を、解体工事は予定価格の10分の9を最低制限価格等として採用〕については、令和4年3月31日をもって廃止し、すべての工事について上記1.で算出した額を最低制限価格等としています。

【関連リンク】

- ①入札・契約関係 例規集（財政課 HP）
→<http://www.city.ibara.okayama.jp/docs/2017011700384/>
- ②井原市入札制度等の変更（財政課 HP）
→<http://www.city.ibara.okayama.jp/docs/2017011600394/>